七　第一号及び第三号並びに別表第一の二の㈡の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十八条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若しくは第五号又は別表第一の二の㈡の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

㈡　収容定員が二〇〇人の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費		三二五	四六二	三六五
設備の整備に要する経費		二二	四三七	八五
合計		三四七	八九九	四五〇

備考

一　一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ　［略］

二　一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　専門職短期大学特例割合を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職短期大学特例割合を前号イの割合に乗じた割合

三　収容定員が二〇〇人の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。

五　第一号及び第三号並びに別表第一の二の㈡の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第三号又は別表第一の二の㈡の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

㈡　収容定員が二〇〇人の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費		三一七	四五〇	三五六
設備の整備に要する経費		二二	四三七	八五
合計		三三九	八八七	四四一

備考　一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア・イ　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］